特定保険医療材料及びその材料価格 (材料価格基準) の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百二十七号

診療 報酬 0 算定方法 (平成二十年厚生労働省告 示第五十九号) の規定に基づき、 特定 保 険 医療 材料

及 ただし、 びその材 料 別 表 価 IV 格 \mathcal{O} 材 006 料 及 び 価 010 格基 \mathcal{O} 準) 改 正 規定に \bigcirc 部 ついて を 次 \mathcal{O} は、 表 \mathcal{O} 令 和 ように改 二年七 正 月 令 日 か 和二年六 ら適 用 ずる。 月 一 か

し、

日

5

適 用

する

令和二年五月二十 九 日

厚生労働大臣 加 藤 勝信

改			改 正 前
別表			別表
I (略)			I (略)
Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5	5 部、第6音	18、第9部	
、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィ			
ルムを除く。)及びその材料価格			ルムを除く。)及びその材料価格
001~149 (略)			001~149 (略)
150 ヒト自家移植組織			150 ヒト自家移植組織
(1)~(2) (略)		$(1)\sim(2)$ (略)	
(3) 自家培養角膜上皮		(新設)	
① 採取・培養キット	4, 28	80,000円	
② 調製・移植キット	·	70,000円	
151~206 (略)			151~206 (略)
Ⅲ~V (略)			Ⅲ~V (略)
VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びそ VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及び			
の材料価格			の材料価格
品名	単位	材料価格	品名
001~005 (略)			001~005 (略)
006 歯科鋳造用金銀パラジウム合金	1 g	2,662円	006 歯科鋳造用金銀パラジウム合金 1 g <u>2,083円</u>
(金12%以上 JIS適合品)			(金12%以上 JIS適合品)
$007 \sim 009$ (略)			007~009 (略)
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう	1 g	3,227円	010 歯科用金銀パラジウム合金ろう 1 g <u>2,765円</u>
(金15%以上 JIS適合品)			(金15%以上 J I S 適合品)
011~067 (略)			011~067 (略)
068 純チタン2種	<u>1 g</u>	47円	(新設)
VII ∼ IX (略)			VII~IX (略)